



熊本県公報

第13161号
令和4年(2022年)
9月9日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法等に基づく指定施術機関の事業の指定…………… (〃) 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録研修機関の登録…………… (高齢者支援課) 2
- 漁船保険付保義務の消滅(熊本北部加入区外2加入区)…………… (団体支援課) 2
- 介護保険法等に基づく指定市町村事務受託法人の指定
…………… (認知症対策・地域ケア推進課) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の変更…………… (〃) 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の指定…………… (〃) 3
- 臨時種畜証明書の交付…………… (畜産課) 3
- 物品売払代金の収納の事務委託…………… (森林整備課) 4
- 公 告
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 4
- 道路の位置の指定…………… (〃) 4
- 令和4年度(2022年度)砂利採取業務主任者試験の実施
…………… (エネルギー政策課) 4
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 登 載 依 頼
- 裁決手続開始決定…………… (収用委員会) 5
- 遠隔地業務仮想基盤システム用サーバ及び関連機器(令和4
年度(2022年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札
による落札者等の決定…………… (警察本部警務部情報管理課) 6
- 熊本県有明海区におけるはまぐりの採捕制限…………… (有明海区漁業調整委員会) 7

告 示

熊本県告示第623号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があった中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和4年(2022年)9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
濱崎 充嗣	堺整骨院 荒尾院	荒尾市原万田字八反 田630-1	令和4年(2022年)8月13日

熊本県告示第624号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和4年(2022年)9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
尾崎 匠	整骨院 四季	玉名市繁根木53-1	令和4年(2022年)7月14日
濱崎 充嗣	はまさき整骨院	荒尾市荒尾3998-6	令和4年(2022年)8月18日

熊本県告示第625号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第11条第2項の規定により登録研修機関として次のとおり登録をしたので、同法附則第24条の規定により公示する。

令和4年(2022年)9月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録研修機関の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	登録年月日
社会福祉法人千寿会 下益城郡美里町二和田字下原1233	社会福祉法人千寿会 喀痰吸引等研修センター 上益城郡嘉島町上仲間字皆本151-1	令和4年(2022年)9月1日

熊本県告示第626号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成30年(2018年)9月7日熊本県告示第706号で公示した熊本北部加入区、芦北町加入区及び天草町加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が令和4年(2022年)9月6日限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和4年(2022年)9月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第627号

介護保険法(平成9年法律第123号)第24条の2第1項の規定により指定市町村事務受託法人を次のとおり指定したので、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第11条の6の規定により公示する。

令和4年(2022年)9月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

法人の名称	株式会社アール・ツーエス
法人の所在地	福岡県福岡市南区井尻四丁目2番1号
事務所の名称	くまもと介護認定調査センター
事務所の所在地	熊本市中央区神水一丁目26番5号 アウェイクビル201
指定年月日	令和4年(2022年)9月1日
受託事務の種類	要介護認定調査事務
居宅サービス等の提供の有無	無

熊本県告示第628号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和4年(2022年)9月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
のむら内科クリニック	阿蘇郡西原村小森2822	令和4年(2022年)

	- 3	5月31日
泌尿器科内科むらかみクリニック (歯科)	玉名市繁根本40番地2	令和4年(2022年) 6月30日
医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
えがお歯科クリニック (薬局)	上天草市大矢野町登立14 145-4	令和4年(2022年) 5月31日
医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
おかだけ調剤薬局	宇城市松橋町松橋772- 3	令和4年(2022年) 5月31日

熊本県告示第629号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
令和4年（2022年）9月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(歯科)

医療機関の名称 及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
	所在地		
城歯科医院 菊池市隈府434番地	菊池市隈府1381番地	菊池市隈府434番地	令和4年(2022年)7月1日

熊本県告示第630号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
令和4年（2022年）9月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人賢裕光生会 の むら内科クリニック	阿蘇郡西原村小森2822 - 3	令和4年(2022年) 6月1日
泌尿器科内科むらかみクリニック	玉名市繁根本40番地2	令和4年(2022年) 7月1日

熊本県告示第631号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。
令和4年（2022年）9月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

検査日	種畜証明書 番号	種畜の名号	品種	検査 成績	飼養者	検査 場所
令和4年 (2022年) 8月23日 (火)	11404889482	慶助	黒毛和種	2級	熊本県農業 研究センタ ー	合志市
	11470324658	美津福茂				
	11634219271	重夏弦	褐毛和種			

熊本県告示第632号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。
令和4年(2022年)9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
令和4年度(2022年度)県有林整備事業第2号業務委託による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方
熊本市東区戸島二丁目3番35号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する期間
令和4年度(2022年度)県有林整備事業第2号業務委託の委託契約期間

公 告**熊本県公告第619号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和4年(2022年)9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市南区城南町さんさん一丁目10番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社まごころエステート
- 3 道路の位置 宇土市栄町字浦田227番9
- 4 道路の幅員 4.20メートルから4.21メートルまで
- 5 道路の延長 32.29メートル
- 6 指定年月日 令和4年(2022年)8月18日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第64号

熊本県公告第620号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和4年(2022年)9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名市大倉559番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社玉名ホンダ
- 3 道路の位置 玉名市寺田字久保384番12
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.02メートルまで
- 5 道路の延長 80.60メートル
- 6 指定年月日 令和4年(2022年)8月22日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第141号

熊本県公告第621号

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により令和4年度(2022年度)砂利採取業務主任者試験を次のとおり行うので、砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和43年通商産業省令第80号)第8条の規定により公告する。
令和4年(2022年)9月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験を実施する日時
令和4年(2022年)11月11日(金曜日)
午前10時から正午まで
- 2 試験を実施する場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館9階903会議室
- 3 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)
- 4 出題形式
(1) 法令問題10問(全問必須問題)
(2) 技術問題15問(必須問題7問及び8問のうち3問の受験者選択問題)
- 5 合格基準

- 法令問題、技術問題ともそれぞれ1問10点とし、法令問題、技術問題の合計200点満点とし、合格点は、法令問題及び技術問題の合計130点以上かつ法令問題及び技術問題の正解が各々60点以上とする。
- 6 受験願書の受付期間等
受付期間は、令和4年(2022年)10月3日(月曜日)から令和4年(2022年)10月21日(金曜日)まで(閉庁日を除く。)。受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。とする。
なお、郵送による場合は、10月21日(金曜日)までの消印があるものに限り受け付ける。
- 7 提出書類
(1) 受験願書
(2) 写真(縦6cm×横5cmとし、受験願書提出前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。)
(3) 返信用はがき(その表面に、郵便番号、住所及び氏名を記載したものとする。)
(4) 受験手数料
受験願書を提出するときに、熊本県収入証紙により8,100円を納付すること。
(5) 提出書類確認表
- 8 受験願書の請求先及び提出先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県商工労働部産業振興局エネルギー政策課資源班
電話 096-333-2322
- 9 合格者の発表
令和4年(2022年)12月2日(金曜日)(予定)
合格者受験番号は、熊本県公報に登載するとともに、県庁ホームページ及び熊本県庁行政棟本館1階ロビー掲示板に掲載する。
- 10 その他
(1) 県で受理した手数料は、いかなる理由があっても返還できない。
(2) 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。

熊本県公告第622号

上益城郡甲佐町に事務所を置く麻生原堰土地改良区理事長野々口秀信から令和4年(2022年)4月11日付けで申請のあった定款の変更については、令和4年(2022年)9月1日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)9月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第623号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年(2022年)9月9日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字福富字上北田492番1、同492番2、同492番3、同493番、同494番、同495番1、同496番、同497番2、同498番2、同499番、同499番2、同499番3、同500番、同501番1、同501番2、同501番3、同大字惣領字北田891番2、同891番3、同894番1、同894番2、同896番、同897番、同898番、同903番、同903番2、同903番3、同908番1の一部、同908番5の一部及び同912番1の一部
6工区 6,834.84平方メートル(全体 38,050.62平方メートル)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
益城町

登載依頼**熊本県収用委員会公告第3号**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和4年(2022年)9月9日

熊本県収用委員会会長 宮田 房之

- 1 起業者の名称
熊本県
2 事業の種類

熊本都市計画道路事業3・3・93号益城中央線及び3・3・13号水前寺秋津線
(熊本県熊本市東区桜木四丁目及び沼山津四丁目地内、熊本県上益城郡益城町大字広崎
字西原、字大友、字葉山、字居屋敷、字北原及び字内無田、大字福富字西之園、字打出
宅地及び字前畑、大字惣領字木神、字野添、字水足、字中道及び字立道、大字馬水字駿
河原、字下野添及び字上野添、大字安永字居屋敷、字柿添及び字火迫、大字宮園字辻及
び字居屋敷並びに大字寺迫字今吉及び字城ノ本地内)

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地

土地の所在 熊本県上益城郡益城町大字福富打出宅地地内

地番	地目		全体の面積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
736番1	宅地	宅地	802.77	947.94	230.70
733番1	宅地	宅地	183.00	213.23	162.77

(2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地

なし

4 土地所有者の氏名及び住所

土地登記名義人(亡)和泉正信の法定相続人

和泉 友則(持分2分の1)

熊本県上益城郡益城町大字福富736番地

大竹 トモコ(持分2分の1)

熊本県上益城郡益城町大字福富875番地2

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

九州電力送配電株式会社

代表取締役社長 廣渡 健

福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

土地使用借権

西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 森林 正彰

大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号

土地使用借権

株式会社ジェイコム九州

代表取締役社長 上村 忠

福岡県福岡市中央区那の津三丁目13番10号

土地使用借権

株式会社Q T net

代表取締役社長執行役員 岩崎 和人

福岡県福岡市中央区天神一丁目12番20号

土地使用借権

株式会社三和美研

代表取締役 仲村 一起

福岡県福岡市中央区警固二丁目18番5号

土地賃借権

株式会社M広告

代表取締役 毛利 純二

熊本県熊本市南区平田一丁目7番16号

土地賃借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

令和4年(2022年)8月25日

熊本県警察本部公告第80号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年(2022年)9月9日

熊本県警察本部長 山口 寛峰

1 落札に係る物品等の名称及び数量

遠隔地業務仮想基盤システム用サーバ及び関連機器(令和4年度(2022年度)導入分)一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県警察本部警務部情報管理課

3 落札者を決定した日

- 令和4年(2022年)7月7日
- 4 落札者の氏名及び住所
熊本市中央区水道町8番6号
NECキャピタルソリューション株式会社熊本営業所
 - 5 落札金額(月額)
5,053,730円(うち消費税及び地方消費税の額459,430円)
 - 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
令和4年(2022年)5月27日

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第47号

ハマグリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示した。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一共同漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

令和4年(2022年)9月9日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋本 孝

- 1 指示の内容
熊本県有明海区(昭和25年農林省告示第129号に定める海域)において、殻幅17ミリメートル未満のハマグリを採捕してはならない。
- 2 指示の有効期間
令和4年(2022年)9月1日から令和6年(2024年)8月31日まで